

畜 産 第 1 3 7 7 号
令和 3 年（2021 年）10 月 12 日

関係各位（別記）

北海道農政部食の安全推進監

特定家畜伝染病防疫指針等の一部改正について

日頃より家畜衛生の推進に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

このことについて、農林水産省より別添のとおり通知があったのでお知らせします。

つきましては、当該防疫指針、北海道家畜伝染病防疫対策要綱及び家畜伝染病防疫対応マニュアルを参考に、引き続き、家畜伝染病の発生防止及びまん延防止体制の維持について、家畜の所有者や畜産関連施設等への指導に、ご協力をお願いします。

記

1 特定家畜伝染病防疫指針

下記疾病に係る防疫指針について、令和 3 年 10 月 1 日に官報で公表され、農林水産省のホームページに掲載。

- ・口蹄疫
- ・豚熱
- ・アフリカ豚熱
- ・高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ

(https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_bousi/)

2 特定家畜伝染病防疫指針に係る留意事項

別添のとおり

連絡先

生産振興局畜産振興家畜衛生係

主査（防疫）

TEL:011-231-4111（内線 27-783）

MAIL: honma.shintaro@pref.hokkaid.lg.jp

北海道知事 殿

農林水産省消費・安全局長

特定家畜伝染病防疫指針の一部改正及び特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について（口蹄疫等 4 疾病）

家畜伝染病のうち特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要があるものについては、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 3 条の 2 第 1 項に基づき、特定家畜伝染病防疫指針を作成し、公表しているところです。

下記 1 の 4 疾病に係る特定家畜伝染病防疫指針が、本日付けで一部改正されたことに伴い、下記 2 の 4 疾病に係る留意事項について別添 1 から別添 4 までのとおり改正しましたので、お知らせします。

つきましては、このことについて御了知いただくとともに、管内市町村、関係機関及び関係団体に周知の上、地域一体となって、本病の発生予防及びまん延防止措置の迅速かつ円滑な実施に御尽力いただきますようお願いいたします。

記

1. 以下の特定家畜伝染病防疫指針は令和 3 年 10 月 1 日付けで一部改正されました。
 - (1) 「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和 2 年 7 月 1 日農林水産大臣公表）
 - (2) 「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和 2 年 7 月 1 日農林水産大臣公表）
 - (3) 「アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和 2 年 7 月 1 日農林水産大臣公表）
 - (4) 「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和 2 年 7 月 1 日農林水産大臣公表）

2. 以下の留意事項は本通知をもって別添1から別添4までのとおり改正します。

- (1) 「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」(令和3年3月31日付け2消安第6488号農林水産省消費・安全局長通知)
- (2) 「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」(令和3年3月31日付け2消安第6488号農林水産省消費・安全局長通知)
- (3) 「アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」(令和2年7月1日付け2消安第1567号農林水産省消費・安全局長通知)
- (4) 「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」(令和2年7月1日付け2消安第1567号農林水産省消費・安全局長通知)

以上